

令和5年5月12日

第3回 日南町議会臨時会議案

日 南 町

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和5年5月12日

日南町長 中村 英明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

日南町長 中村 英明

日南町税条例の一部を改正する条例

日南町税条例（昭和45年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条－第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条－第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条－第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条－第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条－第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条－第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条－第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条－第151条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則(第1条－第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収(第7条－第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税(第23条－第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税(第54条－第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税(第80条－第91条)</p> <p>第4節 町たばこ税(第92条－第102条)</p> <p>第5節 鉱産税(第103条－第130条)</p> <p>第6節 特別土地保有税(第131条－第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税(第141条－第151条)</p> <p>附則</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 (略)</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____</p>

<p>2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p>	<p>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し _____ 、若しくは 当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>
<p>3 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>3 (略) (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第36条の3の2 (略)</p>	<p>第36条の3の2 (略)</p>
<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有する者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有する者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。</p>
<p>4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 前2項 _____ の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p>
<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8</p>	<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8</p>

条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法等)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法により 徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、個人の及び県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」とい

条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により って特別徴収の方法によって 徴収する。

2 (略)

(新設)

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額 及び県民税額の合計額 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により って徴収する場合にあつては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により って徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」とい

<p>う。)である場合には _____、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には _____、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申請書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により 徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により 徴収することが適当でない と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により 従前の給</p>	<p>う。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 _____</p> <p>_____の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申請書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない と認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって 徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給</p>
---	--

与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により、個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する日の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により 徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式による納入書により 納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る

与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって、個人の町民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する日の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式 _____ による納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る

<p>特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入される給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額をこえる場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第四十四条第一</p>	<p>特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入される給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額をこえる場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>_____</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額 _____</p> <p>_____ の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第四十四条第一</p>
---	---

<p>項の規定により特別徴収の方法により 徴収する場合には _____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により 徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により 徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなることと認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により 徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項 (これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には _____ そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には _____ 直ちに、普通徴収の方法により 徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項 (法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により 徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得</p>	<p>項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には _____、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなることと認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項 (これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては _____ そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては _____ 直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項 (法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得</p>
---	---

翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)
第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には_____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

第3節 軽自動車税

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定

翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

6～16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)
第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 (略)

第3節 軽自動車税

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ (略)

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの_____

する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

第4節 町たばこ税

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の

_____を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)・(3) (略)

第4節 町たばこ税

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 (略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____

<p>2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略) (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の 規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式 による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略) (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

<p>3 法附則第15条第14項に規定する町の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する町の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第21項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第22項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第22項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第22項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>3 法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 法附則第15条第22項に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第23項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p>
--	--

<p>18 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する町条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する町条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>26 (略)</p> <p>27 <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略)</p> <p>12 <u>法附則第15条の9の3第1項</u>に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第15項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>当該工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p>	<p>18 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する町条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する町条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する町条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する町条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>26 (略) (新設)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～11 (略) (新設)</p>
--	--

<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の5 (略)</p> <p>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の6 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等につ</u></p>	<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の4 (略)</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第10条の5 (略)</p> <p>2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

いて法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

<p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u></p> <p>(3) <u>特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u></p> <p>(4) <u>各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</u></p> <p>(5) <u>法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定められた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第15条の2</u>（略） 2・3（略） 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項</p>	<p>（軽自動車の環境性能割の非課税） <u>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第15条の2の2</u>（略） 2・3（略） 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項</p>
--	--

<p>の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略) (削る)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略) (削る)</p>	<p>の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 (略) 2 (略) 3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、<u>当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>(表は省略)</p> <p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)</u>のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定</u></p>
--	---

	<p>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア (イ)	3,900円	2,000円	第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア (ウ) b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア (イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア (ウ) a	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第2号ア (ウ) b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												
(削る)	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア (イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア (ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table>	第2号ア (イ)	3,900円	3,000円	第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第2号ア (イ)	3,900円	3,000円												
第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円												
	10,800円	8,100円												
第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												
(削る)	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
(削る)	<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を</p>													

<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪</p>	<p>受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</p> <p>_____（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句_____とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分_____の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句_____は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪</p>
---	---

<p>以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条</p>	<p>以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条</p>
---	---

<p>の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>
--	--

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第5条第1項の規定（この条例による改正後の日南町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。）令和5年7月1日
 - (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに附則第3条第1項並びに第5条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 第36条の3の2の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和7年1月1日
- (町民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日南町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条

第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の日南町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

令和5年5月12日

日南町長 中村 英明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和45年7月1日条例第31号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)（略）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)（略）</p>

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円 _____ を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円 _____ を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

2（略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第15条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第16条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第15条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円 _____ を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円 _____ を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

2（略）

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第15条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第16条の2 _____ において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第15条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得

金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号（及び第3号）において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第16条の2（略）

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第15条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び

金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号（及び第3号）において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第16条の2（略）

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第15条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び

山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法

山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法

附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所帯者が法附則第35条の4の4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所帯者が法附則第35条の4の4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法

第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法

<p>及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
---	--

備考 改正部分は下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号

財産の取得について（除雪ドーザ8 t級購入）

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年5月12日提出

日南町長 中村 英明

1. 財 産 の 内 容 物品（除雪ドーザ8 t級 1台）

2. 相 手 方 鳥取県米子市流通町158番10
 コマツ山陰株式会社 米子支店
 支店長 川上 伸一

3. 契 約 金 額 16,280,000円（消費税及び地方消費税込）

4. 契約締結の方法 一般競争入札

議案第43号

日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年5月12日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例の一部改正する条例

日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例(平成26年9月26日条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(適用) 第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から <u>20年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集	(適用) 第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から <u>15年</u> を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、この条例による改正後の日南町職員の早期退職希望者の募集及び認定に関する条例第2条第1号中「定年」とあるのは「日南町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例(令和4年日南町条例第20号)による改正前の日南町職員の定年等に関する条例(昭和59年日南町条例第2号)第3条本文に規定する職員にあっては60歳、同条ただし書に規定する職員にあっては65歳」とし、「20年」とあるのは「15年」とする。

議案第44号

令和5年度日南町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度日南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,967,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月12日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		394,628	50,243	444,871
	1 国庫負担金	214,742	9,265	224,007
	2 国庫補助金	179,122	40,978	220,100
18 繰入金		434,474	△2,293	432,181
	2 基金繰入金	434,474	△2,293	432,181
歳入	合 計	6,919,108	47,950	6,967,058

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,114,095	28,345	1,142,440
	1 社会福祉費	732,471	28,345	760,816
4 衛生費		1,103,628	19,605	1,123,233
	1 保健衛生費	314,596	19,605	334,201
歳 出	合 計	6,919,108	47,950	6,967,058

令和5年度日南町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	394,628	50,243	444,871
18 繰入金	434,474	△2,293	432,181
歳入合計	6,919,108	47,950	6,967,058

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	1,114,095	28,345	1,142,440	28,345			
4 衛生費	1,103,628	19,605	1,123,233	21,898			△2,293
歳出合計	6,919,108	47,950	6,967,058	50,243			△2,293

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 衛生費国庫負担金	325	9,265	9,590	1 保健衛生費負担金	9,265	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 9,196 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 69
計	214,742	9,265	224,007			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 民生費国庫補助金	9,196	28,345	37,541	1 社会福祉費補助金	28,345	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 24,000 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 2,204 低所得のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 1,100 低所得のひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 14 低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金(その他世帯) 900 低所得の子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金(その他世帯) 127
4 衛生費国庫補助金	0	12,633	12,633	1 保健衛生費補助金	12,633	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 12,633
計	179,122	40,978	220,100			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 財政調整基金繰入金	352,297	△2,293	350,004	1 財政調整基金繰入金	△2,293	財政調整基金繰入金	△2,293
計	434,474	△2,293	432,181				

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉総務費	353,409	28,345	381,754	28,345				1 報酬	205	民生一般管理事務 (福祉保健課)	28,345
								3 職員手当等	100		
								10 需用費	205		
								11 役務費	402		
								12 委託料	1,403		
								13 使用料及び賃借料	30		
								19 扶助費	26,000		
計	732,471	28,345	760,816	28,345							

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	19,008	19,605	38,613	21,898			△2,293	3 職員手当等	1,469	予防衛生一般事業	19,605
								10 需用費	42		
								11 役務費	593		
								12 委託料	17,310		
								13 使用料及び賃借料	122		
								18 負担金補助及び交付金	69		
計	314,596	19,605	334,201	21,898			△2,293				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0(0)	0	0	1,469	1,469	0	1,469	
補正前の額	90(4)	0	314,433	173,773	488,206	99,002	587,208	
合 計	90(4)	0	314,433	175,242	489,675	99,002	588,677	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額	0	0	0	0	0	0	0
	補正前の額	11,320	3,499	9,405	9,916	67,462	54,113	5,390
	合 計	11,320	3,499	9,405	9,916	67,462	54,113	5,390
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	管理職特別勤務手当	特殊勤務手当			計
	補 正 額	0	1,469	0	0			1,469
	補正前の額	1,468	9,100	0	2,100			173,773
	合 計	1,468	10,569	0	2,100			175,242

(A表)

※()内は、再任用職員の人数の別計

7 (一般会計)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	増 減 額	説 明	増 減 額	備 考
職員手当	1,469	1. その他の増減分	1,469	(1) その他の増減	1,469	

(B表)

令和5年度 日南町病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度日南町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	支 出		
	（既 予 算 額）	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 病院事業費用	1,294,078 千円	0 千円	1,294,078 千円
第1項 医業費用	1,276,268 千円	△ 2,616 千円	1,273,652 千円
第2項 医業外費用	17,510 千円	2,616 千円	20,126 千円

（議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費）

第3条 予算第8条中、職員給与費 「 866,278 千円 」を「 862,214 千円 」に改める。

令和5年5月12日 提 出

鳥取県日南町長 中 村 英 明

予算に関する説明書

- (1) 令和5年度 日南町病院事業会計予算実施計画 (1)
- (2) 補正予算給与費明細書 (2)

参 考 資 料

- ①令和5年度 日南町病院事業会計予算の見積書 (5)

1 (病院事業会計)

令和5年度 日南町病院事業会計予算実施計画
 < 収益的収入及び支出 >
 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業費用			1,294,078	0	1,294,078
	1. 医業費用		1,276,268	△ 2,616	1,273,652
		1. 給与費	866,278	△ 4,064	862,214
		3. 経費	226,463	1,448	227,911
	2. 医業外費用		17,510	2,616	20,126
		4. 雑損失	5,028	2,616	7,644

給与費明細書

1. 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定	合 計
		特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	手 当	計	福 利 費	
補 正 前 の 額	損益勘定支弁職員	1	78	82,237	358,377	228,777	669,391	115,357	784,748
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1	78	82,237	358,377	228,777	669,391	115,357	784,748
補 正 額	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	△ 4,064	△ 4,064	0	△ 4,064
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	0	△ 4,064	△ 4,064	0	△ 4,064
合 計	損益勘定支弁職員	1	78	82,237	358,377	224,713	665,327	115,357	780,684
	資本勘定支弁職員								
	合 計	1	78	82,237	358,377	224,713	665,327	115,357	780,684

(A表)

2 (病院事業会計)

3 (病院事業会計)

手 当 の 内 訳	区 分	初任給調整手当	地域手当	管理職手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	宿日直手当	夜間勤務手当
	補正前	18,693	4,220	2,376	13,946	9,430	7,575	4,846
	補正額	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	18,693	4,220	2,376	13,946	9,430	7,575	4,846
手 当 の 内 訳	区 分	特殊勤務手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	管理職員特別勤務手当
	補正前	57,342	6,384	8,353	9,271	49,571	30,393	287
	補正額	△ 4,064	0		0	0	0	0
	合 計	53,278	6,384	8,353	9,271	49,571	30,393	287
手 当 の 内 訳	区 分	児童手当	緊急時留保分	合計				
	補正前	4,890	1,200	228,777				
	補正額	0	0	△ 4,064				
	合 計	4,890	1,200	224,713				

(B表)

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考	
手当	△ 4,064	1. 制度改正に伴う増減分	0	(1) 0	
		2. その他の増減分	△ 4,064	(1) 職員の異動による減額分 (2) その他	△ 4,064

(C表)

5 (病院事業会計)

(参考資料①)

令和5年度 日南町病院事業会計予算の見積書
 <収益的収入及び支出>

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業費用	1,294,078	0	1,294,078			
1. 医業費用	1,276,268	△ 2,616	1,273,652			
1. 給与費	866,278	△ 4,064	862,214			
				(手当)	△ 4,064	給与費明細書参照
				看護師手当	△ 4,064	
3. 経費	226,463	1,448	227,911			
				(委託料)	1,448	
				その他委託料	1,448	再任用に関する民事訴訟事案 に対する弁護士等費用
2. 医業外費用	17,510	2,616	20,126			
4. 雑損失	5,028	2,616	7,644			
				その他雑損失	2,616	再任用に関する民事訴訟事案 に対する賠償金

令和5年5月 日南町議会臨時会

補正予算説明附属資料

一 般 会 計		
福 祉 保 健 課	・ ・ ・	1
病 院 事 業	・ ・ ・	3

令和5年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1270 民生一般管理事務 (福祉保健課)	補正前の額	18,390	1,511	0	960	15,919	
	補正額	28,345	28,345	0	0	0	
	補正後の額	46,735	29,856	0	960	15,919	

○ 事業説明

【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業】

・令和5年3月政府開催の物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して一世帯3万円を支給する方針が示されたことを受け、給付に係る事業費及び事務費を計上する。

①住民税非課税世帯分 対象見込 780世帯 (R5年6月1日時点で日南町に住民登録のある世帯)

②家計急変世帯分 対象見込 20世帯

(今後のスケジュール(予定))

5月12日: 本事業予算議決

~5月末: システム改修

6月中旬: 対象者への支給要件確認書発送→返送

7月中旬: 給付金支給

【低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業】

・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、生活の支援を行うことを目的に、低所得の子育て世帯ならびに低所得のひとり親世帯に対して子育て世帯生活支援特別給付金を5万円支給する。また、これにかかる事業費及び事務費を計上する。

①ひとり親世帯分 対象見込 22世帯

②その他世帯分 対象見込 18世帯

※児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者

○ 執行経費

計 28,345 千円

- ・報酬(事務補助854円×4時間×60日) 205 千円
- ・職員手当等(時間外勤務手当) 100 千円
- ・需用費(消耗品費・印刷製本費) 205 千円
- ・役務費(振込手数料、電話料、郵券料) 402 千円
- ・委託料(給付金システム改修費) 1,403 千円
- ・使用料及び賃借料(コピー機使用料) 30 千円
- ・扶助費(給付金) 26,000 千円

○ 財 源

- ・(国) 令和5年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 計 26,204 千円
 - 価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金 24,000 千円
 - 価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金 2,204 千円
- ・(国) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 計 2,141 千円
 - 低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金(ひとり親世帯分) 1,100 千円
 - 低所得の子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金(ひとり親世帯分) 14 千円
 - 低所得の子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金(その他世帯分) 900 千円
 - 低所得の子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金(その他世帯分) 127 千円

令和5年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

03 目 予 防 費

福祉保健課

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1298 予防衛生一般事業	補正前の額	19,008	604	0	1,518	16,886	
	補 正 額	19,605	21,898	0	0	△ 2,293	
	補正後の額	38,613	22,502	0	1,518	14,593	

○ 事業説明

【新型コロナウイルスワクチン接種追加接種に係る接種体制確保事業】

令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る春・秋の経費を計上する。

(対象者見込)

- ・ 春開始接種：1,700名分
初回接種を完了した65歳以上の方、5～64歳で基礎疾患がある方、医療機関・高齢者施設・障がい者施設等の従事者の方。(前回接種から3か月以上経過した方)
- ・ 秋開始接種：3,200名分
初回接種を完了した5歳以上の方。(前回接種から3か月以上経過した方)

○ 執行経費

計 19,605 千円

- ・ 手当(時間外手当) 1,469 千円
- ・ 需用費 42 千円
- ・ 役務費(郵券料) 593 千円
- ・ 委託料(ワクチン接種委託料、健康管理システム改修委託料、
通知封入封緘委託料、国保連事務委託料) 17,310 千円
- ・ 使用料及び賃借料(コピー機使用料、手すりリース料) 122 千円
- ・ 負担金(健康被害給付費負担金) 69 千円

○ 財 源

計 21,898 千円

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金(国10/10) 12,633 千円
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(国10/10) 9,196 千円
- ・ 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金(国10/10) 69 千円

令和5年度 病院事業会計補正予算（第1号）説明資料

02 款 病院事業費用
11 医業費用

日南病院
(単位：千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
医業費用	補正前の額	1,276,268	0	0	0	1,276,268	
	補正額	△ 2,616	0	0	0	△ 2,616	
	補正後の額	1,273,652	0	0	0	1,273,652	
<p>○ 事業説明及び執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与費 △ 4,064 千円 手当（防疫手当の減額） ・ 経費 1,448 千円 委託料 その他委託料 再任用に関する民事訴訟事案に対する弁護士費用等費用の計上 							

02 款 病院事業費用
12 医業外費用

日南病院
(単位：千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
医業外費用	補正前の額	17,510	0	0	0	17,510	
	補正額	2,616	0	0	0	2,616	
	補正後の額	20,126	0	0	0	20,126	
<p>○ 事業説明及び執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雑損失 2,616 千円 その他雑損失 再任用に関する民事訴訟事案に対する賠償金の計上 							